

令和元年 7 月 31 日

消費者支援群馬ひまわりの会と株式会社群馬銀行との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（以下「消費者支援群馬ひまわりの会」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 9 号の規定による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、協議が調ったと認められるものの概要を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、消費者支援群馬ひまわりの会が、株式会社群馬銀行（以下「群馬銀行」という。）に対し、

- ① 群馬銀行の「ナイスサポートカード契約規定」第 16 条第 1 項第 6 号は、「相続の開始があったとき」に、借主は、「債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うもの」としており、また、「ぐんぎんネット DE ローン規定」第 7 条第 1 項第 2 号においても、「相続の開始があったとき」に、借主は「債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するもの」としているところ、これらの条項は、消費者契約法第 10 条<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当して無効であるとして、これらを削除すること
- ② ①のほかに、消費者を対象とした金銭消費貸借契約について、相続の開始を期限の利益喪失事由とする同趣旨の条項がある場合に、当該条項を削除することを求めた事案である。

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

## (2) 結果

平成 31 年 3 月 26 日、群馬銀行は、消費者支援群馬ひまわりの会に対し、消費者を対象とした金銭消費貸借契約に規定されている期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」との条項を削除する旨連絡した。

これを受けて、令和元年 6 月 4 日、消費者支援群馬ひまわりの会は、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（法人番号 7070005005295）

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社群馬銀行（法人番号 3070001003513）

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)